

確定申告のお知らせ

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になります

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。

スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して**e-Taxで送信すれば申告完了！**(ICカードリーダーライター不要)
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要！**(自宅で保管する必要があります)
- **申告書の控えはPDF形式でスマホに保存！**

※ タブレット端末からもご利用できます。ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年1月からマイナンバーカードとICカードリーダーライターを使って、ご自宅等から利用開始届を送信することで、利用できるようになります。
- 平成31年1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

お問い合わせはお電話で！

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方

【e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク】

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

平日及び2月17日・24日、3月3日・10日の日曜日

9時～20時(3月15日まで)

9時～17時(3月16日以降)

マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダーライターの設定、パソコン操作

【マイナンバー総合
フリーダイヤル】

0120-95-0178

平日：9時30分～20時

土・日・祝日：9時30分～17時30分

受付時間は変更される場合がありますので、**内閣府のホームページ**でご確認ください。

その他の問い合わせ

【尼崎税務署】06-6416-1381

平日：8時30分～17時

音声案内に従い、ご相談に応じた番号を選択してください。

【確定申告に関する一般的なご相談及び申告書等の送付(「0」を選択)】

(1月4日から3月15日まで)

オペレーター等が対応します。

【確定申告に関するご相談以外の税金に関する一般的なご相談(「1」を選択)】

電話相談センターの職員が対応します。

【税金の納付相談又は税務署からの送付文書など(「2」を選択)】

税務署の職員が対応します。

相続税の申告相談について

確定申告期間《平成31年2月18日(月)～3月15日(金)》は、相談を行っておりません。

申告書の作成に当たり、記載方法や一般的な税法の取扱い等で分からない点等（個別事情の判断を要する事柄等を除きます。）がありましたら、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」のコーナーや電話相談センターをご利用ください（音声案内に従い「1」→「3」を選択してください。）。


※ 確定申告期間以外に、来署による相談を希望される場合は、**事前予約制**とさせていただきます。

納期限について

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限	平成31年3月15日(金)	平成31年4月1日(月)
振替納付日	平成31年4月22日(月)	平成31年4月24日(水)

納税には便利な「振替納税」をご利用ください！

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」にご記入の上、金融機関等又は、税務署に3月15日（消費税のみのご利用は4月1日）までに提出してください。

QRコードを利用したコンビニ納付を開始しました！

平成31年1月4日より、パソコンやスマホから納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力のうえ、コンビニ（ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ、ファミリーマートのみ利用可能）に持参し、「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニで納付（バーコード1枚につき30万円以下）することができるようになりました。詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

個人市民税・県民税の申告はお早めに

市役所からのお知らせ

受付期間・会場が決まりましたので、お知らせいたします。

【受付期間】 平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)（平日のみ）

提出方法

※小田地区については、昨年度とは申告会場が異なります。

昨年度の実績などから、提出が必要と考えられる方については、2月中旬までに申告書をご自宅へ郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、同封の返信用封筒に切手を貼ってご返送願います。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、お電話などでお問い合わせいただくか、申告会場を下記のとおり設けておりますので、**可能な範囲で申告書を記入していただき、直接申告会場へお越しください。**

申告会場及び日程（平日のみの午前9時から午後5時30分まで）

市役所南館2階ロビー	2月18日(月)～3月15日(金)	小田地区会館3階ホール※	2月22日(金)
立花支所3階会議室	2月26日(火)	大庄支所2階会議室	3月5日(火)
武庫支所1階ホール	3月6日(水)	園田支所3階ホール	3月7日(木)

【お問い合わせ先】：尼崎市役所 市民税課（市役所南館2階）

TEL：(06)－6489－6246 ～ 6248 FAX：(06)－6489－6875